第二条　更生保護委託費支弁基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 四、二九〇円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 四、二六三円
上記以外の市町村 四、一八七円	上記以外の市町村 四、一六一円
四、一六一円	四、一三五円
四、〇八四円	四、〇五八円
四、〇三二円	四、〇〇七円
三、九二九円	三、九〇五円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 三、八五二円	札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 三、八二八円
上記以外の市町村 三、七七四円	上記以外の市町村 三、七五二円

2　〔略〕

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

2　〔同上〕